



2025 年 11 月 25 日

各 位

会社名 株式会社みらいワークス
代表者名 代表取締役社長 岡本 祥治
(コード番号：6563 東証グロース)
問合せ先 取締役コーポレート部長 池田 真樹子
(TEL. 03-5860-1835)

取締役に対する業績連動型株式報酬制度(パフォーマンス・シェア)の
一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社取締役に対して 2022 年 12 月 23 日開催の第 11 回定時株主総会において、株主の皆様にご承認いただき導入している業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」という。)について、一部改定に関する議案(以下「本議案」という。)を、2025 年 12 月 23 日開催予定の第 14 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 改定の目的

今回の改定は、取締役が株主価値の最大化に対して一層明確なコミットメントを持つことを目的とするものです。

具体的には、本制度で用いる業績評価指標の定義自体は変更しませんが、次回の制度運用時における評価指標を「2029 年 9 月末日までの期間において、東京証券取引所における当社普通株式の終値の 1 か月平均(当日を含む 21 取引日)に発行済株式総数(自己株式を除く)を乗じた時価総額が一度でも 100 億円以上となること」とし、従前 3 ヶ年としていた譲渡制限期間及び 3 ヶ年の事業年度としていた金銭報酬債権・株式数上限の対象期間を、当該評価指標の達成時期に整合するよう変更するものです。

2. 改定内容

評価対象指標の変更

譲渡制限期間の変更

改定前：3 年以上で当社の取締役会が定める期間

改定後：譲渡制限付株式の交付日の属する事業年度に係る有価証券報告書もしくは半期の報告書が提出された日を超える期間で当社の取締役会が定める期間

金銭報酬債権及び発行株式数上限の対象期間の変更

改定前：3 ヶ年の事業年度

改定後：譲渡制限付株式の交付日の属する事業年度に係る有価証券報告書もしくは半期の報告書が提出された日を超える期間で当社の取締役会が定める期間

なお、上限額・株式数は従来どおりの枠内で運用いたします。

3. 改定後の本制度の内容

【本制度（業績連動型株式報酬制度）の概要】

本制度は、対象取締役が業績連動条件を付した譲渡制限付株式を付与するために、対象取締役に対し、使途を特定した金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を発行又は自己株式処分(以下「交付」という。)し、これを保有させるものです。ただし、当社は、対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結し、対象取締役は本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)を本割当契約に定める一定の期間中は自由に譲渡等を行うことができないものとし、譲渡制限期間内に所定の業績を達成した場合には、本割当株式の譲渡制限が解除されると同時に金銭を支給し、譲渡制限が解除されなかった本割当株式は無償で会社に返還(譲渡)するものといたします。このようにして、対象取締役に対して、所定の評価指標達成へのインセンティブを付与いたします。譲渡制限期間その他本制度の運用全般に関する事項については、当社の取締役会において決定いたします。

本制度に基づく当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日の属する事業年度に係る有価証券報告書もしくは半期の報告書が提出された日を超える期間で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除

上記（１）の定めに関わらず、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して当社の取締役その他一定の地位にあったこと、及び本制度改定後の最初の発行に係る株式については、2029年9月末日までの期間において、東京証券取引所における当社普通株式の終値の1か月平均（当日を含む21取引日）に発行済株式総数（自己株式を除く）を乗じた時価総額が一度でも100億円以上となることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点を持ってすべての株式の譲渡制限を解除する。その後の発行に係る株式については、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して当社の取締役その他一定の地位にあったこと、及び当社の取締役会があらかじめ設定した評価指標の達成度に応じた数の株式について、譲渡制限期間が満了した時点を持って譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役その他の地位を喪失した場合、譲渡制限を解除する株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(3) 本割当株式の無償取得

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、上記（２）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以 上